

保 発 1225 第 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の公布等について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布され、同日付けで施行又は適用されたところである。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られたい。都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底をお図りいただくようお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている以下の手続について、国民や事業者等の押印等を不

要とする改正を行うこと。

第2 改正省令の内容（保険局所管省令関係）

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第82条第3項（移送費の支給の申請）
- ・第84条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・第87条第4項（出産手当金の支給の申請）
- ・第99条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・様式第1号（健康保険任意適用申請書）
- ・様式第2号（健康保険任意適用取消申請書）
- ・様式第3号（健康保険被保険者資格取得届）
- ・様式第4号（健康保険被保険者報酬月額算定基礎届）
- ・様式第5号（健康保険被保険者報酬月額変更届）
- ・様式第6号（健康保険被保険者賞与支払届）
- ・様式第7号（健康保険被保険者氏名変更届）
- ・様式第18号（健康保険印紙購入通帳）
- ・様式第19号（健康保険印紙受払等報告書）

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

以下の条項及び様式について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第67条第3項（移送費の支給の申請）
- ・第69条第3項（傷病手当金の支給の申請）
- ・第79条第3項（出産手当金の支給の申請）
- ・第88条第3項（特定疾病の認定の申請）
- ・様式第3号（船員保険療養補償証明書）

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）の一部改正（改正省令第10条）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第1号（表面）（保険医療機関、保険薬局の指定の申請）
- ・様式第1号の2（表面）（保険医療機関の指定の変更の申請）

- ・様式第 2 号（表面）（保険医、保険薬剤師の登録の申請）

4 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 43 号）の一部改正（改正省令第 20 条関係）

別記様式（収入印紙を貼付するための書面）について、押印を求める記載を削除すること。

5 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正（改正省令第 30 条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第 15 条（届書の記載事項等）
- ・第 27 条の 11 第 3 項（移送費の支給申請）

6 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正（改正省令第 112 条関係）

以下の条項について、押印等を求める記載の削除その他の所要の改正を行うこと。

- ・第 60 条第 3 項（移送費の支給の申請）
- ・第 62 条第 3 項（特定疾病認定の申請）
- ・第 76 条第 2 項（口頭による申請等）

第 3 改正告示の内容（保険局所管告示関係）

1 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号）の一部改正（改正告示第 8 条関係）

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の十一の（3）において、患者申出療養の申出書に添付する意見書に関して、押印を求める記載を削除すること。

2 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 7 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成 20 年厚生労働省告示第 126 号）の一部改正（改正告示第 9 条関係）

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第 1（1）（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科・歯科における入院・入院外併用の診療報酬請求書）

- ・様式第 1 (2) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第 1 (3) (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、歯科における入院外の診療報酬請求書)
- ・様式第 4 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、調剤報酬請求書)
- ・様式第 6 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第 7 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)
- ・様式第 8 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求書)
- ・様式第 9 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書)

3 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 2 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 (平成 20 年厚生労働省告示第 127 号) の一部改正 (改正告示第 10 条関係)

以下の様式について、押印を求める記載を削除すること。

- ・様式第 1 (国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第 2 (国民健康保険の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)
- ・様式第 3 (後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求書)

第 4 施行日又は適用日

令和 2 年 12 月 25 日

第 5 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式 (以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができること。